

法科大学院評価基準要綱対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
Pi はじめに	<p>このような法科大学院の第三者評価の重要な役割を意識し、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）では、平成14年11月に設置された、機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議での審議を踏まえ、平成15年2月、法科大学院の認証評価に関する検討会議を設置し、学校教育法<del>第69条の3第3項</del>の規定に基づく法科大学院の認証評価の評価基準及び評価方法について、検討を行い、その結果を法科大学院評価基準要綱（案）として取りまとめ、これを社会に公表し、法科大学院関係者及び法曹関係者等から幅広く意見を求めた。それらの意見をも踏まえた上で、平成16年4月、新たに設置した法科大学院認証評価委員会において更に検討を重ね、法科大学院評価基準要綱を最終的に決定した。</p>	<p>このような法科大学院の第三者評価の重要な役割を意識し、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）では、平成14年11月に設置された、機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議での審議を踏まえ、平成15年2月、法科大学院の認証評価に関する検討会議を設置し、学校教育法<del>第69条の3第3項</del>の規定に基づく法科大学院の認証評価の評価基準及び評価方法について、検討を行い、その結果を法科大学院評価基準要綱（案）として取りまとめ、これを社会に公表し、法科大学院関係者及び法曹関係者等から幅広く意見を求めた。それらの意見をも踏まえた上で、平成16年4月、新たに設置した法科大学院認証評価委員会において更に検討を重ね、法科大学院評価基準要綱を最終的に決定した。</p>	<p>学校教育法改正のため。</p>
P2 I 総則 2 評価基準の性質及び機能	<p>2-1 評価基準は、学校教育法<del>第69条の3第4項</del>に規定する大学評価基準として策定されたものである。</p>	<p>2-1 評価基準は、学校教育法<del>第69条の3第4項</del>に規定する大学評価基準として策定されたものである。</p>	<p>学校教育法改正のため。</p>
P49 III 評価の組織と方法等 7 情報公開	<p>7-1 機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則<del>第71条の5第1項</del>に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。</p>	<p>7-1 機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則<del>第71条の5第1項</del>に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。</p>	<p>学校教育法施行規則改正のため。</p>

# 法科大学院評価基準要綱 (改訂案)

平成16年10月  
(平成~~19~~~~18~~年15月改訂)

独立行政法人  
大学評価・学位授与機構

## はじめに

平成16年4月、司法試験という「点」のみの選抜による現状から、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するため、その中核を成すものとしての法科大学院の創設と、設置後の教育活動等の質を保証することを目的とした第三者評価制度（適格認定）は、質・量ともに豊かな法曹を養成するために極めて重要な制度であり、開始されたところである。

新たな法曹養成制度において求められる法曹に必要な資質として、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）は、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」と提言している。法科大学院の第三者評価（適格認定）の仕組みは、この新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持向上を図るためのものでなければならない。

このような法科大学院の第三者評価の重要な役割を意識し、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）では、平成14年11月に設置された、機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議での審議を踏まえ、平成15年2月、法科大学院の認証評価に関する検討会議を設置し、学校教育法第109条第3項第6号の3第3項の規定に基づく法科大学院の認証評価の評価基準及び評価方法について、検討を行い、その結果を法科大学院評価基準要綱（案）として取りまとめ、これを社会に公表し、法科大学院関係者及び法曹関係者等から幅広く意見を求めた。それらの意見をも踏まえた上で、平成16年4月、新たに設置した法科大学院認証評価委員会において更に検討を重ね、法科大学院評価基準要綱を最終的に決定した。

本要綱は、法科大学院の教育活動等の状況に関する評価について、評価の目的・性格（Ⅰ総則）、評価基準（Ⅱ評価の基準）及び評価方法（Ⅲ評価の組織と方法等）を示したものである。このうち評価基準は、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（適格認定）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を記載している。これらの内容は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条に規定する法曹養成の基本理念及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえている。

なお、本要綱の他に、評価の詳細な手順等を示すものとして、各法科大学院が行う自己評価に当たっての実施要項（自己評価実施要項）や、機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（評価実施手引書）等、についても作成することとしている。

プロセスとしての法曹養成制度の一環としての法科大学院教育は始まったばかりである。各法科大学院には、様々な課題があると思われるが、評価の結果やそれに対する社会の反応を踏まえて、自らその改善を図り、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹を養成する中核的機関としての使命を果たしていくことが望まれる。

また、機構は、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、評価の経験や評価を行った法科大学院等の意見を踏まえつつ、常により良い法科大学院評価システムを創り出していくよう努めていきたい。

## 2 評価基準の性質及び機能

### 2-1

評価基準は、学校教育法第109条第4項第69条の3第4項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

### 2-2

評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適格認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

### 2-3

基準は、その内容により、次の2つに分類される。

- (1) 各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- (2) 各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

### 2-4

解釈指針は、各基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したものである。

## 7 情報公開

### 7-1

機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則 ~~第〇条第〇項第7-1条の5第1項~~に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。

### 7-2

機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。

ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（Ⅲ 2-4により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。